# 福山市生産性向上設備等導入支援事業補助金

│ 新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰等の影響を受けている │ 市内中小事業者に対して,生産性を向上させ,業況の好転を図る │ ための設備投資等に必要な経費の一部を補助します。

申請期間:2022年(令和4年)7月11日(月)~9月30日(金)

## 対象事業者

- ・福山市内に本店又は主たる事業所がある中小企業者
- ・福山市内で事業を行っている個人事業者

※詳細については、裏面参照

### 補助対象事業

- ① 省エネルギー機器の導入
- ② ITツールの導入及び設備のIoT化
- ③ 非対面型ビジネスモデルへの転換
- ④ 作業効率の向上を目的とした新システムの導入
- ⑤ 作業効率の大幅な向上が見込める非効率機器の更新
- ⑥ その他固定費の削減に資する取組として必要と認めるもの
- ⑦ 事業用車両(緑(黒)ナンバーに限る。)に取り付けるためのエコタイヤ等の 導入(関連制度:広島県「トラック事業者への省エネ・CO2削減緊急対策支援事業)開始後に、対象事業として受付)
- ※生産性向上の内容について、数値等により具体的に事業計画書に記載が必要

#### 事業具体例

- ・センサー導入による生産工程の見える化
- ・ORコードを使った在庫管理の効率化
- Web受発注システムの導入
- ・会計システムによる経理時間の削減、経営状態・経営課題の見える化
- ・勤怠システムによる勤怠状況の集計の効率化
- ・顧客管理のIT化による効果的なマーケティング
- ・POSレジサービスによる日々の売上管理の効率化
- ・社内照明の L E D化

### 補助率・上限額

補助率:事業費の2/3,補助上限額:60万円

#### 申請に関するお問い合わせ先

【福山市生産性向上設備等導入支援事業補助金 事務局】

住所:福山市西町二丁目10-1 福山商工会議所4F

**電話:090-1417-2681** ※7月11日に開設



## 対象事業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる会社及び個人並びに 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第2号の規定する中小企業者 で,次に掲げる条件を満たす者。ただし,みなし大企業は除く。

- ① 法人においては、福山市内に本店又は主たる事業所がある者
- ② 個人事業者においては、福山市内で事業を行っている者
- ③ 業況の好転のための生産性向上の取組を新たに開始する者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業,ギャンブル業,賭博等,社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者
- ⑤ 補助対象として申請した経費(エコタイヤ等の導入費用を除く。)に関して、国、県、市 町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(補助金等)から補助を受けていない者
- ⑥ 福山市の市税を納税する義務のある者
- ⑦ 福山市の市税に滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意する者
- ⑧ 今後も事業を継続する意思がある者

#### 書面での申請の場合

## 申請・報告について

申請

「福山市生産性向上設備等導入支援事業補助金交付要綱」「申請ガイド」をご確認の上必要書類を整え申請書をご提出ください。

実施

- ・申請していただいた内容に沿って事業を対象期間内に実施してください。
- · 対象期間2022年(令和4年)4月1日~2023年(令和5年)1月31日

報告

・事業完了後は速やかに報告書をご提出ください。

#### 電子申請をご利用の場合

福山市電子申請システムより申請ください。

・記入方法等はサイト内の【記入例】をご確認ください



